

議員と語ろう

意見交換会

平成27年 12月21日(月)



塙町議会

ホームページ <https://www.town.hanawa.fukushima.jp/view.rbz?cd=255>
フェイスブック <https://www.facebook.com/hanawagikai>
ツイッター <https://twitter.com/GikaiHanawa>



議会報告会次第

日時 平成27年12月21日(月)

18:30~20:30

場所 塙農村勤労福祉会館

司会(副議長 藤田恵二)

1 開会

2 あいさつ (議長 鈴木道男)

3 報告

(1) 今年の主な議会活動 (議会運営委員長 大繩武夫)

(2) 少子高齢化対策調査報告 (経済厚生常任委員長 割貝寿一)

(3) 質疑

4 意見交換

5 閉会

町議会の構成 1

本会議

本会議とは、全議員で議案などを審議する会のことと言います。また、ここでは町政全般に関する質問が行われます。

議会運営委員会

議会運営委員会は、議会運営を円滑、効率的に進めるためにおかれます。

常任委員会

常任委員会は、その部門の事務に関する調査を行い、議案等を専門的、能率的に審査するためにおかれます。

特別委員会

特別委員会は、常任委員会と異なり臨時特定の事件について審査・調査が必要になったとき議決により設置されます。

予算、決算の審議は特別委員会で行なうようにしています。

また、27年には少子高齢化対策調査特別委員会、林業振興対策調査特別委員会を設置し、それぞれ調査研究を行いました。

○総務文教常任委員会(定数7人)

総務課、市民課、まち振興課、会計室、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員の所管に属する事項及び他の委員会の所管に属する事項

○経済厚生常任委員会(定数7人)

健康福祉課、まち整備課、生活環境課、農業委員会及び保育園の所管に属する事項

○広報常任委員会(定数4人)

議会の広報広聴に関する事項

全員協議会

議案の審査又は議会の運営に関する協議又は調整を行うための場で、議員全員で行います。特に重要な案件について議員相互の調整を行うほか、議案内容等の理解を深める場になります。

議会情報化推進検討委員会

情報通信技術(ICT)を活用した議会運営について検討するところです。フェイスブック、ツイッターでの情報発信やタブレットの導入等を行ってきました。

議会の構成 2

議長 鈴木 道男
副議長 藤田 恵二

○議会運営委員会

(任期 H26.4.4～H28.3.30)

委員長	副委員長	委員
大繩武夫	鈴木孝則	小林達信 割貝寿一 鈴木幸江

○常任委員会

(任期 H26.4.4～H28.3.30)

常任委員会	委員長	副委員長	委員	所管
総務文教 常任委員会	小林達信	鈴木 茂	大繩武夫 鈴木幸江 鈴木孝則 藤田高志 鈴木道男	総務課・町民課・まち振興課 会計室・教育委員会・選挙管理委員会・監査委員
経済厚生 常任委員会	割貝寿一	鈴木安次	藤田一男 小貫初枝 小峰由久 吉田克則 藤田恵二	健康福祉課・まち整備課・生活環境課・農業委員会・保育園
広報 常任委員会	鈴木幸江	吉田克則	鈴木 茂 藤田高志	議会の広報広聴に関するこ

議会情報化推進 検討委員会	鈴木孝則	藤田高志	鈴木 茂 吉田克則	議会の情報化に関するこ
------------------	------	------	--------------	-------------

○白河広域市町村圏整備組合議員(任期 H24.4.4～H28.3.30)

鈴木 道男 藤田 恵二

○東白衛生組合議員(任期 H24.4.4～H28.3.30)

鈴木 茂 鈴木 孝則
割貝 寿一 大繩 武夫

○議員から選任される監査委員(任期 H24.4.4～H28.3.30)

大繩 武夫

今年の主な議会活動 (27年1月～12月)

定例会 臨時会	議会運営 委員会	総務文教 常任委員 会	経済厚生 常任委員 会	広報常任 委員会	特別 委員会	全員 協議会
7回	15回	10回	8回	20回	18回	23回
17日	14日	9日	8日	20日	18日	18日

本会議

1 条例

国の法律は国会で決定されますが、町も同様に条例の制定、改廃は議会の議決が必要です。条例案は町長や議員が提案します。

マイナンバーの利用に関する条例の制定や町長など特別職・役場職員の給料の改正、国保税の改正のための条例改正など 5 条例の制定、31 条例の改廃を議決しました。

2 予算・決算

予算は通常 3 月定例会で審議し、決算は翌年度 9 月定例会で審議します。予算案を提出できるのは町長だけです。

予算は一般会計、特別会計、公営企業会計で 8 会計(昨年度まで 9 会計)ありますが、当初予算を 3 月に審議し、その後変更が必要な時に補正予算を審議します。27 年中一般会計の補正は 5 回行いました。

予算の執行期間は 4 月から翌年度の 3 月まで(会計年度)で、会計管理者がその使い道を決算書に整理します。決算書は、8 月 31 日までに作成し、町長は監査を受けて 9 月議会に提出します。

予算審議件数 33 決算審議数 9

3 契約

町が重要な契約を結ぶ場合、議会の議決が必要です。議決が必要な契約は種類別に基準がありますが、工事等の契約については、5,000 万円以上の場合は議決が必要になります。学校給食センターや防災センターの建築工事など 5 件の契約を議決しました。

4 議員発議

予算以外の議案は、町長ばかりでなく議員（委員会）が提案できます。なお、議員は、予算の提出はできませんが予算の修正はできることになっています。

議員提出の少子高齢化対策に関する決議及び林業振興（木の町はなわ）に関する決議の2件、委員会提出の委員会条例の改正など5件を議決しました。

5 陳情・請願

請願や陳情は、隨時受け付けています。特に、請願は委員会で審議し採否を決定します。一方、陳情の多くは、町内各行政区からの要望事項で、議員全員に周知しています。27年は請願1件、陳情27件を受理しました。なお、陳情であっても請願扱いをする場合もあります。

請願・陳情審査 2件（不採択）

6 その他

これ以外にも、議会の議決が必要なもの、議会に報告すべきものが法令等に定められています。

27年の主なもの

教育委員会委員の選任の同意、人権擁護委員候補者の推薦、指定管理者の指定、財産の取得、大字及び字の区域変更、出資法人の経営状況報告、専決処分の報告

常任委員会

1 総務文教常任委員会

次の事務調査及び請願等審査を行いました。

アンテナショップ実証事業、児童生徒のSNSの利用状況、図書館運営、特産品焼酎づくり

ツルハドラッグ進出反対に関する請願、外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情

2 経済厚生常任委員会

次の事務調査を行いました。

定住促進住宅建設事業、町道維持管理事業、保健推進員事業、給水施設管理事業、健康センター整備事業

3 広報常任委員会

・定例会ごとに議会だよりを編集、発行しました。

- ・議会広報モニターとの意見交換を行いました。

特別委員会

1 予算及び決算特別委員会

議長以外の全議員で、予算及び決算の審議を行いました。審議は、本会議さながらに議場で、さらに、詳細な答弁を得るために課長のほか係長にも出席を求め実施しました。

2 少子高齢化対策調査特別委員会

議長以外の全議員で、少子高齢化問題に対応するため調査研究を行いました。町担当者からの説明や町内施設の現地調査など 10 回の委員会及び分科会での調査などに基づき、中間報告書、最終報告書を議会に提出しました。

3 林業振興調査特別委員会

議長以外の全議員で、林業振興対策の調査研究を行いました。福島県職員、林業事業体の意見聴取及び町担当者からの説明など、6 回の委員会を行い、中間報告書、最終報告書を議会に提出しました。

全員協議会ほか

1 全員協議会

少子高齢化、林業振興対策に関する議会の取り組み、条例・規則の改正、議会報告会などについて協議を行ったほか、町振興計画・町人口ビジョン、振興公社の運営状況、定期監査の結果など、町執行機関から情報提供を受けました。また、町の重要な事業について説明を求め、議員間討議を実施しました。

2 議会情報化推進検討委員会

タブレット端末の利活用に関する調査研究をしました。

議員研修

1 議会運営等に関する研修

各機関が実施する定例的な議員研修参加のほか、独自に講師を招き研修を行いました。

- ・議員定数議員報酬のありかた（福島大学教授）町

- ・一般質問のありかた（県町村議長会職員）町
- ・タブレット端末ＩＣＴ推進セミナー（民間企業）
- ・町村議会広報研修会（全国町村議會議長会）
- ・町村議会広報研修会（県町村議會議長会）
- ・議員・議会力向上セミナー（民間企業）

2 政策等に関する研修

- (1) 大子町及び那珂川町が実施している定住促進施策について視察研修を行いました。
- (2) 人口減少問題と高齢化社会対策研修のため、日本自治創造学会研究大会に参加しました。
- (3) 他機関が主催する研修
 - ・東白川地方議会議員研修
 - ・福島県町村議会正副議長研修
 - ・福島県町村議會議員研修
 - ・八溝山周辺地域定住自立圏シンポジウム

3 観察研修の受け入れ

27. 2. 16	栃木県那珂川町議会	議会広報、議会ホームページ
27. 5. 12	宮城県山元町議会	議会活性化の取組み
27. 10. 27	長野県豊丘村議会	議会のＳＮＳの取組み
27. 11. 17	栃木県那珂川町議会	竹粉利用促進事業ほか
27. 11. 19	山形県川西町議会	議会タブレット端末の導入

議会基本条例

昨年9月に議会基本条例を制定し、今年4月から施行となりました。条例では、継続的な議会改革と時代にあった条例への見直しを規定しています。このため、毎年条例に基づいた議会運営になっていたか検証を行うことにしています。

条例制定事項	主な取り組み
・政策提言	決議2件、各委員会の事務調査報告での提言
・報告書等情報公開	ＨＰ等での情報提供
・意見交換の場	行政区長、保護者等との意見交換
・陳情の取扱い	陳情箇所の調査実施
・政策形成過程の説明	3件、14事業の聞き取り実施
・議員研修	関係機関の研修のほか講師招聘による研修実施

少子高齢化対策に関する決議

町議会では、少子高齢化対策調査特別委員会を立ち上げ、町の現状及びその対策について検討を重ねてきた。町の人口は減少の一途をたどっており、20年後には7,800人、2人に1人が65歳以上、年間に生まれる子どもの数は40人を下回る、と推計されている。少子高齢化問題は、単に人口が減るだけでなく、低年齢層の減少により全体の年齢階層バランスが崩れることにある。このことは労働力人口の減少により、地域活動の停滞、さらには経済活動の停滞をもたらすことを意味する。

少子高齢化対策は、人口減少対策というよりも「まちづくり」そのものととらえるべきである。したがって、地域産業を充実させ地域内経済の循環を促し、雇用機会を拡大させることこそが解決の決め手になるといえる。私たちが今、この課題解決に向けて取り組むべきことは、子育て環境の整備などによる安定した就業の場づくり、いつまでも働き続けられる労働環境整備、そして、それらを支える健康づくりである。このため町は、適切な自助、共助、公助システムを構築し、次の事項を喫緊の課題として重点的に推進すべきである。

- 1 婚活センター（仮称）の設置などによる結婚促進
- 2 子育て関連環境整備など塙町子ども・子育て支援事業計画の具現化
- 3 子育て家族交流の場の拡充
- 4 三世代同居促進施策
- 5 中心地に宅地化を促す施策を含めた若者向け居住環境の整備
- 6 全町的健康増進運動推進のための保健推進員活動の充実強化

以上、決議する。

平成27年12月11日

塙町議会

林業振興（木の町はなわ）に関する決議

本町の多くの山林は、ふもとから山頂に至るまで植林され、美林が生い茂っている。これは、地域産業発展のため戦後行われた造林事業の成果であり、先人たちは後世のため、身を粉にして森林施業に取り組んできた。

現在、町の森林面積は 17,420 ha で、実に町の総面積の 8 割を占めている。うち約半数が民有林であるが、そのうち 8 割が樹齢 50 年以上で伐期を迎えている。また、本町の素材生産量は、福島県全体の 1 割を占めているなど、名実ともに林業の町である。

しかし、木材価格は昭和 55 年をピークに低下し続け、当時の 3 分の 1 以下になるなど、林業を取り巻く情勢は厳しく、町内木材産業は衰退し、町内各地に存立した製材所も閉鎖に追い込まれてきた。さらに、あの忌まわしい原発事故はこれに拍車をかける様相を呈している。

このような中、里山資本主義という言葉が象徴するように、自然回帰の風潮が生まれつつある。また、技術開発による森林資源のエネルギー化やコンクリートにも負けない構造材としての利用が本格化しようとしているなど、林業に明るい兆しも見えつつある。

私たちは、先人が残してくれたこれらの資産を大切に守り育て、「山から経済循環を生み出し」町民全体に広げるための努力を惜しんではならない。木材生産基地としての役割にとどまらず、すべての地域産業との連携強化を図り、さらには、人々にやすらぎを与える里山としての魅力向上に努めるなど、時代にあつた幅広い林業振興を他に先駆けて推し進めるべきである。

これまででも本町は「木の町」を標榜してきたところであるが、「木の町はなわ」の長期展望に基づき着実に歩みつづけるため、次の取組みを進めるよう強く求める。

- 1 公共施設等への木材の積極的利用
- 2 木の町としての将来ビジョンの策定
- 3 ふくしま森林再生事業を契機とした林業経済循環の仕組みづくり

以上、決議する。

平成 27 年 12 月 11 日

塙 町 議 会

少子高齢化対策調査特別委員会中間報告書（抜粋）

1 はじめに

本委員会は、少子化の現状把握と施策のありかた及び町民の心と体の健康づくりについて調査するため設置されたものである。最終的には町民が生き生きと暮らすための方向性を見出すことが課題である。したがって、人口増加あるいは人口減少に歯止めをかけることのみを目的とするものではない。

本委員会は、少子高齢化問題を人口減少問題としてとらえるのではなく、人口減少社会にあってわが町がわが町であり続けるためにはどうあるべきかを検討する場をめざすものである。

2 少子高齢化の問題点

人口構成は、0歳から15歳未満を年少人口、15歳から65歳未満を生産年齢人口、65歳以上を老人人口と大きく3つに区分される。生産年齢階層が年少階層や老年階層を養って生活が営まれるとすれば、当然適正な人口構成はどうあるべきかは明白である。持続的に適正な年齢階層が成り立つければ問題はないが、人口構成の変化により老人人口が増え、さらに、将来の生産年齢人口となるべき年少階層が減るという悪循環に陥っている。これでは、持続可能社会は望めない。これらの解決のためには少子解消（少子化対策）と生産年齢階層の拡大（高齢化対策）を図らなければならない。

3 少子高齢化の現状と課題

(1) 現状

ア 人口

塙町の平成22年国勢調査人口は9,884人で、ここ30年で最高だった昭和60年と比べ2,282人(18.8%)減少している。年齢層で見ると15歳未満人口が約半減し、その分65歳以上人口が増加している。また、10歳区分の人口構成を図2に示したが50歳以上が全体の5割以上になっている。

図1 塙町人口の推移（国勢調査）

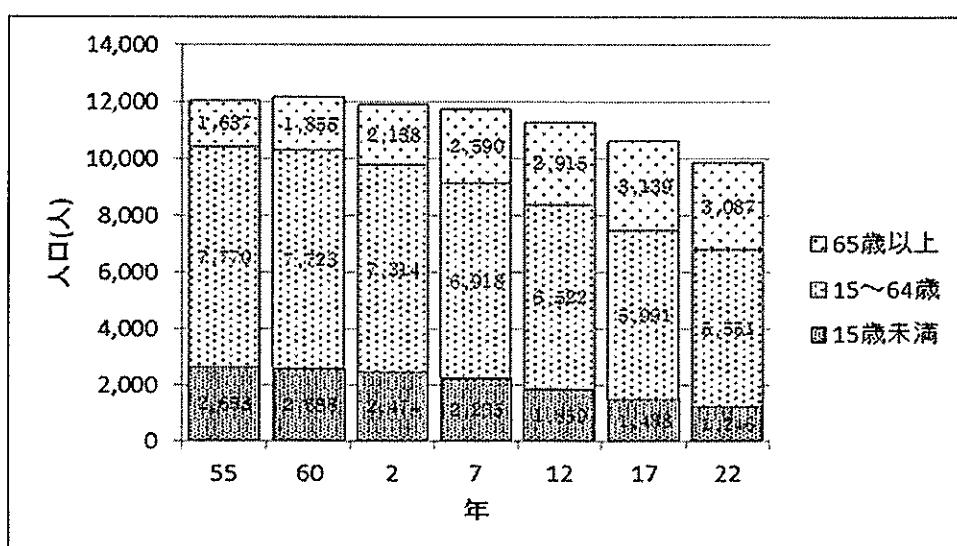
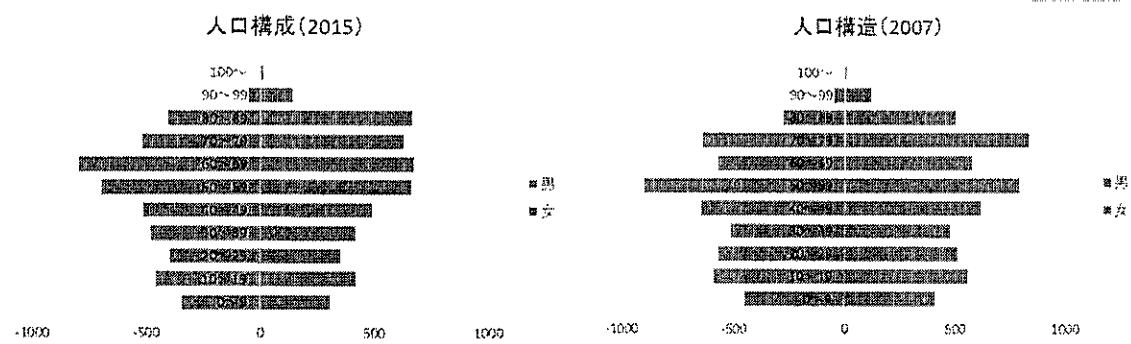


図2 10歳階級別人口構成（住民基本台帳）



イ 人口動態

表1は最近3年間と10年前3年間のデータを示したものである。人口全体の減少には大差ないが自然減と社会減の数が逆転しており、最近3か年平均では、自然減が社会減の2倍になっている。

表1 塙町人口動態

単位：人

	人口	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減
平成16年	11,041	79	107	△ 28	256	378	△ 122
平成17年	10,932	87	127	△ 40	290	364	△ 74
平成18年	10,783	74	127	△ 53	259	343	△ 84
3カ年平均		80	120	△ 40	268	362	△ 94
平成25年	9,685	53	153	△ 100	264	292	△ 28
平成26年	9,552	67	137	△ 70	231	293	△ 62
平成27年	9,435	60	139	△ 79	264	304	△ 40
3カ年平均		60	143	△ 83	253	296	△ 43

(町民課調べ)

ウ 出生数

① 出生率

本町の合計特殊出生率は、1.63で、国、県の平均を上回っているが、これまで大幅に低下してきた。女性人口の減少及び晩婚化などから今後も低下すると見込まれている。

※合計特殊出生率：その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

表2 平成24年合計特殊出生率

塙町	棚倉町	矢祭町	鮫川村	福島県	全国
1.63	1.67	1.69	1.61	1.48	1.38

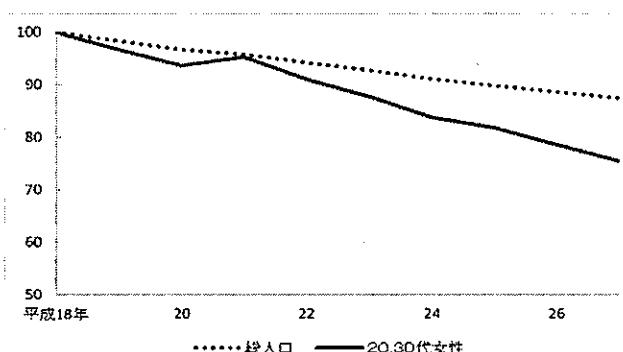
表3 合計特殊出生率の比較

	昭和58～昭和62	平成20～平成24	差
塙町	2.41	1.63	△0.78
福島県	1.65	1.57	△0.08
全国	1.39	1.32	△0.07

② 女性数の推移

20代、30代の女性数は平成18年を100とした平成27年の指数は75.5である。総人口の減少に比べ減少率が大きく、子どもを産む女性そのものが減少している。

図3 20.30代女性の推移



③ 未婚者数

平成22年現在の30～49歳の未婚者数は男349人、女128人であった。10年前に比べ男で約2割増加し、女では2倍になっている。それぞれの年齢層の未婚率を表4に示したが、30～34歳では男女とも約2割増加しており晩婚化がうかがえる。

表4 年齢層別未婚率比較（国勢調査）

塙町	平成2年		平成22年		差引	
	男	女	男	女	男	女
20～24歳	88.8	74.9	87.4	74.0	△ 1.4	△ 0.9
25～29歳	60.8	31.3	62.1	46.2	1.3	14.9
30～34歳	34.2	7.7	53.5	27.0	19.3	19.3
35～39歳	21.3	4.0	34.6	14.1	13.3	10.1
40～44歳	13.2	1.9	24.1	7.8	10.9	5.9
45～49歳	5.1	3.7	23.9	8.6	18.8	4.9

図4は年齢層別未婚率を全国平均と比較したものである。また、表5は参考として棚倉町、白河市の未婚率を表記した。晩婚化など未婚者の増加は全国的傾向と言える。

図4 年齢層別未婚率比較（平成22年国勢調査）

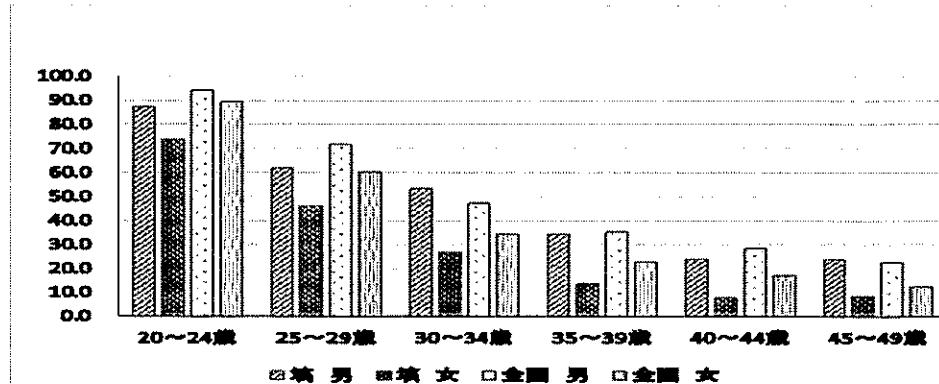


表5 棚倉町及び白河市の未婚率（国勢調査）

棚倉	平成2年		平成22年		差引	
	男	女	男	女	男	女
20～24歳	90.0	77.6	89.0	74.0	△ 1.0	△ 3.6
25～29歳	57.5	25.5	61.0	46.2	3.5	20.7
30～34歳	26.8	8.4	38.4	24.3	11.6	15.9
35～39歳	16.5	3.7	36.4	15.6	19.9	11.9
40～44歳	9.1	3.0	23.7	9.8	14.6	6.8
45～49歳	5.8	2.0	19.1	6.4	13.3	4.4

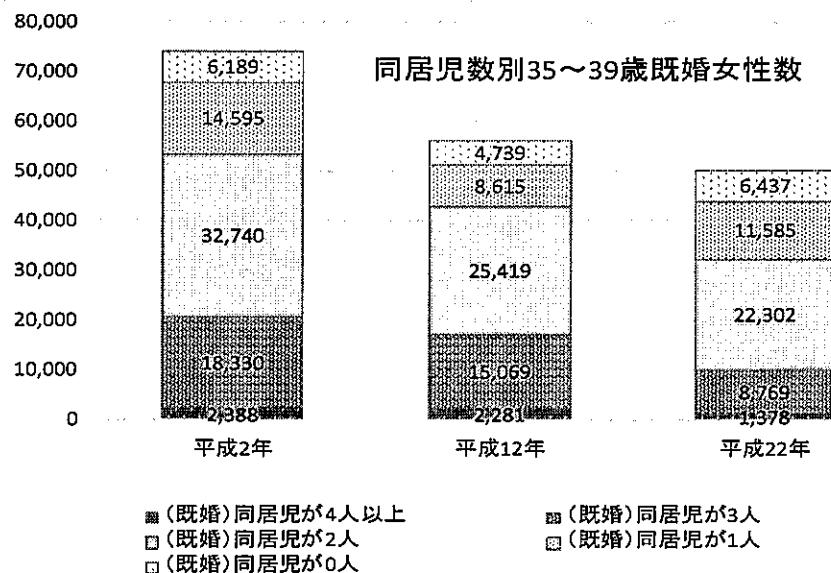
白河	平成2年		平成22年		差引	
	男	女	男	女	男	女
20～24歳	88.0	79.9	89.1	80.1	1.1	0.2
25～29歳	59.6	31.0	63.2	45.1	3.6	14.1
30～34歳	30.7	12.7	44.8	25.5	14.1	12.8
35～39歳	15.7	5.7	33.3	16.6	17.6	10.9
40～44歳	10.7	5.1	30.1	12.1	19.4	7.0
45～49歳	5.8	4.0	20.9	7.5	15.1	3.5

④既婚女性の出生数

既婚女性の出生数については、国勢調査で実施している35～39歳既婚女性の同居児数から類推する。ただし、市町村単位の集計がないので福島県のデータ（図5）から町の状況を推定する。

これによると、3人以上の割合が8ポイント減少し0～1人の割合が8ポイント増加している。子供がない割合は5%増加し13%になっている。少子化の要因として、女性数そのものの減少のほか、晩婚化、未婚化が上げられるが、一人当たりの出産数の減少が進んでいるといえる。

図5 同居児数別35～39歳既婚女性数



エ 死亡者数

年間死亡者数は約140人で増加傾向にあるが、平均寿命は全国平均をわ

ずかに下回るもの伸びを示している。死亡者数の増加は高齢者の増加による影響が大きいものと思われる。

表6 平均寿命（市区町村別生命表）

男	平成12年	平成17年	平成22年
塙町	76.8	77.6	79.2
福島県	77.1	78.0	78.8
全国	77.7	78.8	79.6

女	平成12年	平成17年	平成22年
塙町	85.5	85.5	85.8
福島県	84.2	85.5	86.5
全国	84.6	85.8	86.4

才 転入・転出

表1のとおり直近3カ年の転入転出の差は平均で43人の減となっている。これは、10年前の約半数であるが、特に10代後半から20代前半の人口減少に伴い転出数が減少したためと思われる。なお、表6、7は年齢階層別転入転出を示したものであるが、20代の転出超過者が増加する一方で、60歳以上の転入者が増えている。

表6 年齢階層別転入転出数の推移（現住人口調査）

年齢階層	平成24年			平成25年			平成26年		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
0～9	21	9	12	28	19	9	20	10	10
10～19	7	7	0	3	3	0	17	10	7
20～29	89	42	47	82	38	44	59	29	30
30～39	34	17	17	43	18	25	44	25	19
40～49	19	13	6	18	12	6	16	9	7
50～59	15	15	0	5	5	0	12	8	4
60～	31	15	16	28	11	17	49	20	29
不詳	7	0	7	7	1	6	5	2	3
総数	223	118	105	214	107	107	222	113	109

年齢階層	24			25			26		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
0～9	27	13	14	13	13	0	42	27	15
10～19	46	27	19	30	15	15	28	13	15
20～29	138	64	74	126	65	61	115	53	62
30～39	46	25	21	44	22	22	52	24	28
40～49	19	12	7	16	8	8	10	6	4
50～59	21	15	6	7	7	0	8	3	5
60～	24	11	13	26	9	17	24	9	15
不詳	0	0	0	11	1	10	3	1	2
総数	321	167	154	273	140	133	282	136	146

表7 年齢階層別転入転出数差の推移（現住人口調査）

年齢階層	平成24年			平成25年			平成26年		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
0～9	△ 6	△ 4	△ 2	15	6	9	△ 22	△ 17	△ 5
10～19	△ 39	△ 20	△ 19	△ 27	△ 12	△ 15	△ 11	△ 3	△ 8
20～29	△ 49	△ 22	△ 27	△ 44	△ 27	△ 17	△ 56	△ 24	△ 32
30～39	△ 12	△ 8	△ 4	△ 1	△ 4	3	△ 8	1	△ 9
40～49	0	1	△ 1	2	4	△ 2	6	3	3
50～59	△ 6	0	△ 6	△ 2	△ 2	0	4	5	△ 1
60～	7	4	3	2	2	0	25	11	14
不詳	7	0	7	△ 4	0	△ 4	2	1	1
総数	△ 98	△ 49	△ 49	△ 59	△ 33	△ 26	△ 60	△ 23	△ 37

(参考)

表8 隣接町の人口動態の推移

	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
出生数 (人)	塙町	74	97	75	70	81	64	72	66	65
	棚倉町	150	143	165	144	122	133	144	140	115
	矢祭町	39	44	46	43	48	31	53	49	46
死亡数 (人)	塙町	102	116	130	135	126	119	143	150	156
	棚倉町	154	164	168	184	198	157	155	177	178
	矢祭町	107	94	88	74	100	94	94	112	113
転入者数 (人)	塙町	273	292	221	253	209	212	252	212	200
	棚倉町	528	510	470	497	382	390	407	386	348
	矢祭町	182	162	172	159	137	139	131	125	123
転出者数 (人)	塙町	408	394	364	390	359	388	315	300	290
	棚倉町	768	678	735	674	554	564	601	471	489
	矢祭町	228	210	195	182	217	172	163	-	-

(2) 課題

ア 出生率の向上

図6 合計特殊出生率と女性就業率（就業構造基本調査、人口動態統計）

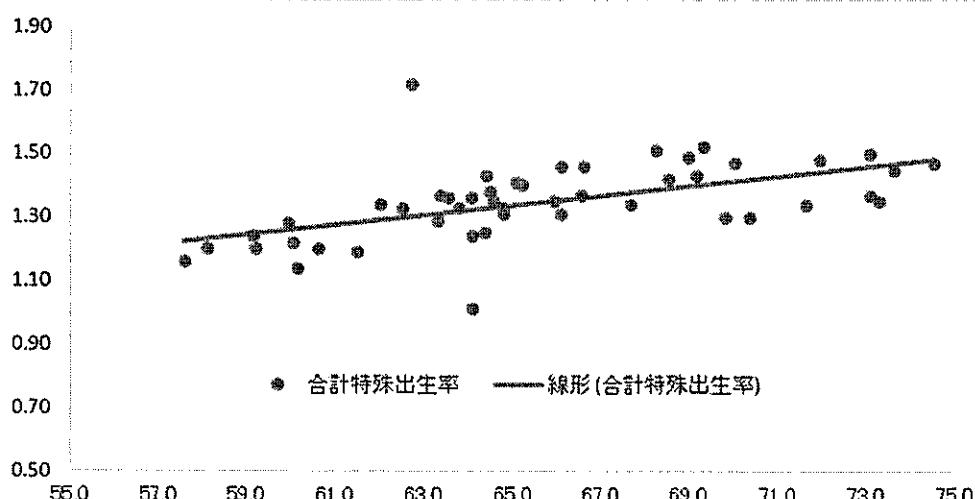


図6は就業率と合計特殊出生率の関係を示したものである。全国都道府県のデータを基に作成したもので正の相關関係がみられる。女性の就業率が高いほど

ど合計特殊出生率は高いことを表している。

次に、同じく女性就業率と三世代同居の関係を図7に示す。明確な関係があるとは言えないが三世代同居率が高い都道府県ほど女性就業率が高い傾向にある。三世代同居は子育て世代が就業しやすい環境の一つと言えるのではないか。表9に東白川郡の三世代世帯率を示すが、塙町は郡内で一番低い。

図7 三世代同居率と女性就業率（国勢調査、就業構造基本調査）

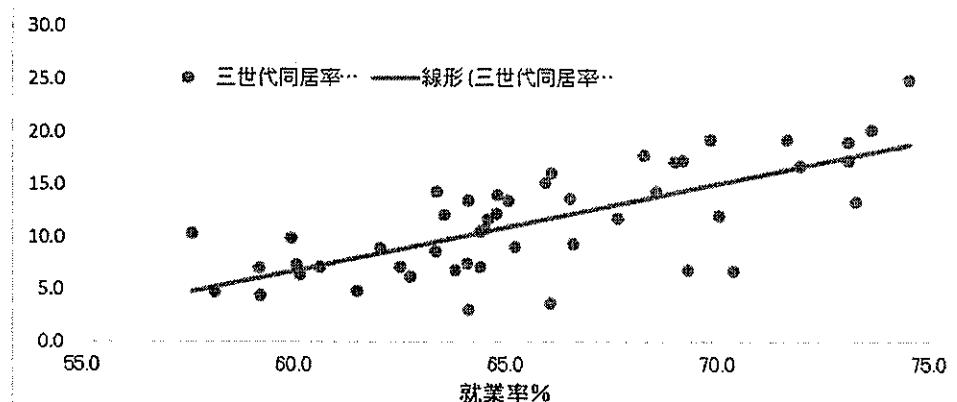


表9 親族世帯のうち三世代世帯数及び割合の推移

国勢調査実施年	H12	H17	H22
塙町	親族世帯数	2,659	2,593
	3世代世帯数	1,001	891
	割合 (%)	37.6	34.4
棚倉町	親族世帯数	3,795	3,756
	3世代世帯数	1,407	1,284
	割合 (%)	37.1	34.2
矢祭町	親族世帯数	1,689	1,682
	3世代世帯数	687	603
	割合 (%)	40.7	35.9
鮫川村	親族世帯数	971	952
	3世代世帯数	525	489
	割合 (%)	54.1	51.4
全国	親族世帯数	33,679,286	34,337,386
	3世代世帯数	4,715,940	4,239,450
	割合 (%)	14.0	12.3

以上のとおり、出生率の向上には、女性の仕事の場確保又は仕事をしながら子育てができる環境整備が課題となる。また、先に述べた未婚解消も課題の一つである。

イ 子育ての課題

現在塙町の少子化の課題として次の通り説明があった。

① 保育園

- ・園舎が老朽化し手狭となっている。
- ・入園申し込みが増加し、現在 11 人の待機者がいる。
- ・保育士が不足している。

② 幼稚園

- ・園児が減少している。特に常豊幼稚園は 12 人である。統合の検討が必要である。

③ 放課後児童クラブ

- ・各小学校单位に設置され、常豊、笹原は小学校を利用しているが、塙では公民館台宿分館で実施している。塙での利用児童数は 59 人となっており、1 グループ 40 人以下という国の基準を超えており。また、利用児童は小学 3 年生までだったものが制度改正により 6 年生まで拡大されたが、受け入れできない状況である。

④ 一時預かり制度

- ・保護者の急用等の場合に子どもを一時的に預かる制度の要望はあるが実施していない。(次年度実施に向けて検討中)

⑤ 育児不安解消の場

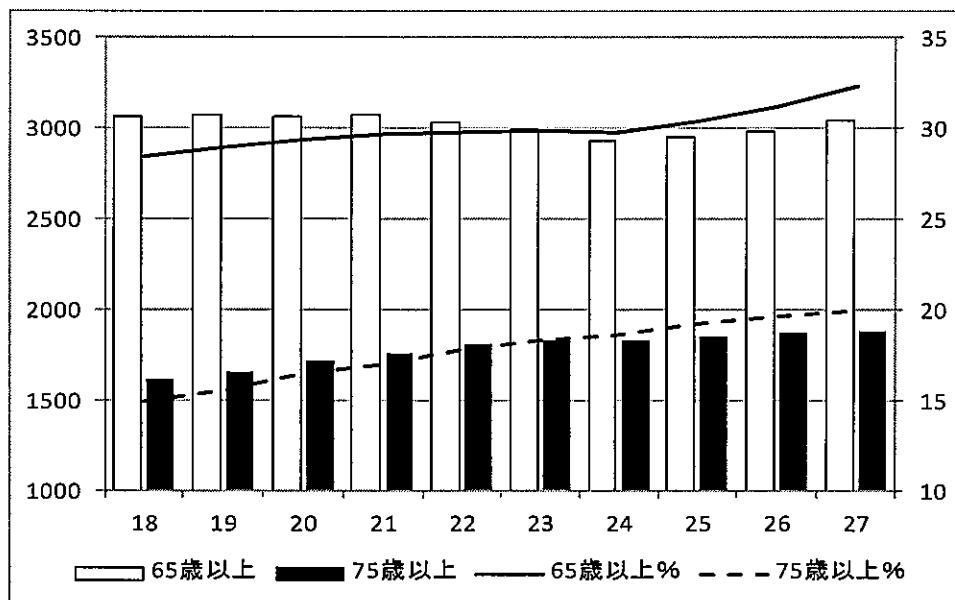
- ・育児の悩みを相談する場、機会を増やしてほしいとの要望がある。

いずれも子育て環境整備として基本的かつ重要な課題であり早急な対策が望まれる。特に、保育園、幼稚園の再編（幼保連携型子ども園の整備）については計画から実施まで時間を要することから直ちに検討を開始すべきである。

ウ 高齢化

平成 27 年 3 月末時点の 65 歳以上人口の割合、75 歳以上人口の割合はそれぞれ 32.3%、20.0% であった。実に、町民の 3 人に 1 人は 65 歳以上、5 人に 1 人は 75 歳以上ということになる。

図 8 高齢化率等の推移（町民課調べ）



次に、世帯構成をみると高齢者だけの世帯が、高齢者がいる世帯の約3割に上り、増加傾向を示している。

図9 高齢者世帯の推移（国勢調査）

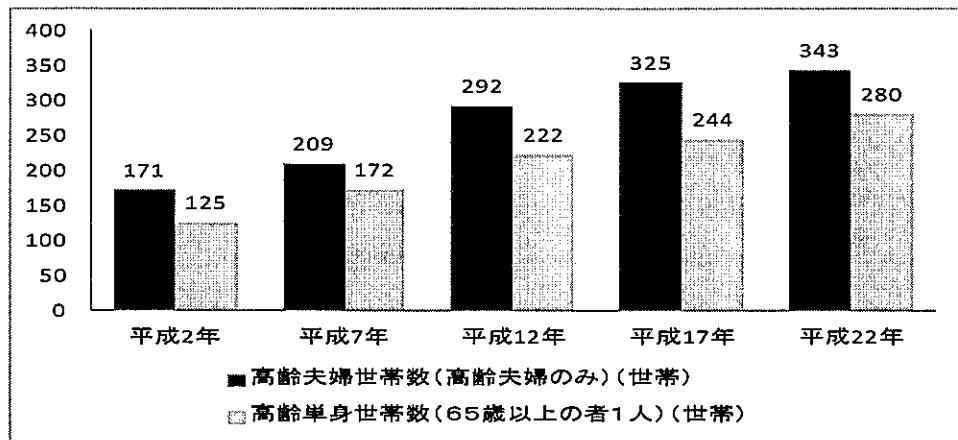


表10によると、今から20年後には町民の約2人に1人は65歳以上となり、生産年齢人口（15歳から64歳人口）を超える見込みである。また、75歳以上人口も3割を超える。これは、医療費、介護費用の増大や一人暮らし高齢者の支援等課題山積である。

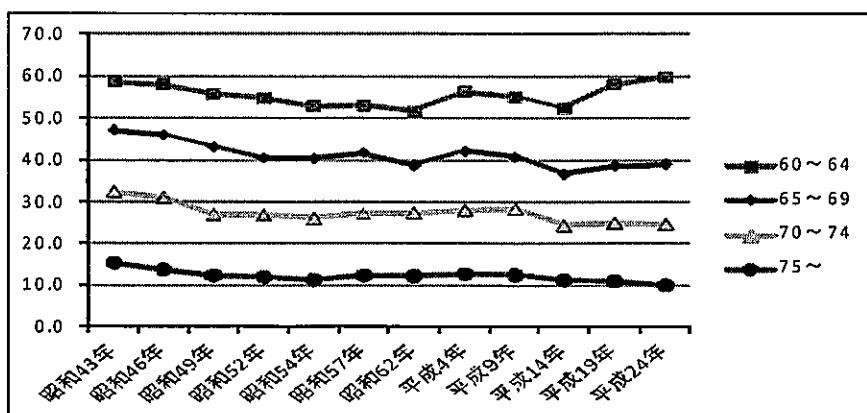
表10 塙町の人口推計（国立社会保障・人口問題研究所）

	2020年	2025年	2030年	2035年
総人口(人)	8,611	7,954	7,343	6,752
年少人口割合(%)	9.3	8.7	8.2	7.8
生産年齢人口割合(%)	52.3	49.4	47.3	45.7
老人人口割合(%)	38.4	41.9	44.5	46.5
75歳以上人口割合(%)	21.9	23.9	28.0	31.5

次に、本委員会は高齢者対策を生産年齢層の拡大ととらえていることから高齢者の有業割合を見る。図10は福島県の統計調査のデータであるが、高齢者の有業率は全体的には微減している。

図10 福島県60歳以上年齢層別有業率の推移(就業構造基本調査)

有業率向上は高齢問題解決の有効な手段の一つではないか。



4 まとめ

少子高齢化（人口減少）は、全国的な問題であり我が国の根幹にかかわるものである。塙町はこれらに対して過疎問題として取り組んできており、決して新しい問題ではない。この問題は、現在の塙町が誕生してからずっと続いているといってよい。したがって、対策の基本はこれまで続けていた施策を愚直に続け、魅力あるまちづくりを行うことであろう。ただし、目的、効果を考えたとき見直すべきものは見直し、改善すべきものは改善する勇気とスピード感を持った対応が求められる。

少子高齢化対策調査特別委員会最終報告書（抜粋）

1 はじめに

本委員会は、近年顕著に進行する少子化、高齢化によって、労働力人口の減少や次代の担い手の減少などによる経済活動の停滞や地域活力の低下が懸念されることから、その現状と対策に関し調査研究するために設置された。

中間報告では、「少子高齢化問題を人口減少問題としてとらえるのではなく、人口減少社会にあってわが町がわが町であり続けるためにはどうあるべきかを検討する場をめざす」としているように、「まちづくり」そのものの議論の必要性を示したところである。しかしながら、「まちづくり」は今に始まったことではなく、今まで議論し続けられ、対策が講じ続けられている。したがって、本委員会は、奇をてらった斬新な施策を打ち出すのではなく、これまでの施策を見直すという視点で調査を進めた。

なお、中間報告では若者や高齢者の就業の場について提起したところである。就業の場の拡充は、町が行うべき根本的少子高齢化対策と考えるところであるが、早急に行うべき子育て支援、若者定住、健康増進施策を重点に最終報告するものである。

2 調査の経過

本委員会は、平成27年3月11日設置以降全10回の委員会を開催し、関係課の説明及び各施設等の現地調査を実施した。また、委員会における委員間討議のほか平成27年5月28日から29日に行われた日本自治創造学会研究大会の講演、意見交換なども参考に協議を行った。

この間、6月の定例会には中間報告書を提出し、調査で明らかになった喫緊の課題に対応するため保育園と幼稚園の再編に向けた検討を開始すべきとの意見を付記した。また、最終報告に向け課題を絞り「少子対策」「高齢対策」「定住

対策」の3分科会を設置しそれぞれ、有識者からの聞き取りや現地確認などを行い、最終とりまとめを行った。

4 分科会報告について

本委員会は、塙町のあるべき姿を次のとおりとし、「少子対策」「高齢対策」「定住対策」を課題とする3つの分科会を設置した。

◆あるべき姿

- ・適齢期の男女が結婚し子を設ける。 ⇒ 未婚、晩婚を減らす。
- ・子を持つ親や若者が安心して働くことができる。 ⇒ 仕事と子育ての両立、子育て環境、定住環境の整備充実
- ・高齢になっても生きがいを持って働き続けることができる。 ⇒ 健康増進

分科会は、平成27年9月15日に設置し10月27日までの約1ヶ月間それぞれ調査・検討を行った。それぞれの調査報告内容の要旨は次のとおりである。

(1) 少子対策分科会

- ・郡全体での結婚促進の取組を図る。
- ・子育てに関する情報交換の場を充実させる。

(2) 高齢対策分科会

- ・食生活改善・健康運動の自主的取り組み支援（現行の保健推進員制度を改め健康推進委員として各地区から複数名選任し、地域活動を中心とした健康づくり運動を展開する）を強化する。
- ・在宅介護の支援を充実させる。

(3) 定住対策分科会

- ・近隣大手企業等のミニベットタウン化を図る。
- ・中心地での宅地開発、宅地化を促す政策を打ち出す。

なお、分科会報告後の委員間討議において次のような意見があったので付記する。

- ・いろいろな場面でご近所づきあいでの解決策もある。今は自分だけしか見えない人が多い。地域のコミュニケーションの向上が非常に大切。
- ・さまざまなボランティア団体はあるが、そのネットワークづくりが不足していると十分な役割が果たせない。

5 早急に取組むべき事項

これまでの調査・研究の結果、早急に取組むべき事項を次の通り取りまとめ

た。町執行部は真摯に対応されるよう強く望むものである。

(1) 婚活サポーター（仮称）などによる結婚促進の強化

少子化対策の前提となる結婚促進は重要な課題である。これまでも、「出会い系の場確保」補助金などの支援をしているところであるが、その場にも参加しない未婚者対策が求められる。出会い系から結婚までを総合的に支援できる人材の発掘、育成が急務である。

(2) 塙町子ども・子育て支援事業計画の具体的推進

平成27年3月に策定された塙町子ども・子育て支援事業計画をより具体的に推進するため個別事業計画を定めるなど計画の具現化を図るべきである。

- ・保育園、幼稚園の再編及び民間施設を含めた就学前児童の教育と保育体制の整備
- ・放課後児童健全育成事業の拡充
- ・ファミリー・サポート・センター事業を含む一時預かり事業実施体制の整備
- ・子育て事業利用等に関する相談専用窓口の設置
- ・子育て家族交流の場の拡充

(3) 若者向け住宅環境の整備

塙町には若者向けのアパート・貸家が少なく、やむを得ず他町に住居を求める若者が多いという。若者志向の住宅建設を行うなど、流出する若者を取り込めるような住宅の整備が必要である。

また、町の中心部には「新しく住宅を建てる土地もない」と言われる。このため、民間アパート等の建設も進まないといわれているが、一方で中心部に宅地が造成されれば、次々と新築住宅が建築されているように見受けられる。したがって、中心地の健全な宅地化を促す施策を多角的に検討すべきである。

(4) 多世代同居の支援

中間報告では、三世代同居が少子化に一定の効果があるとしたが、本町の三世代同居率は郡内で最も低い。前(3)で若者向け住宅の推進を提言したが、それによって世帯分離を加速する恐れもある。まさに、光と影であるといえる。

核家族化など時代とともに変化した家族のありかたが、介護や、子育ての問題を顕在化させた一因であるとすれば、今多世代同居を促進させることは重要

である。まずは、多世代住居の増改築の支援、介護をはじめとする様々な費用負担の軽減などの支援を検討すべきである。

(5) 町ぐるみの健康増進運動の推進

「健康は自分に贈ることのできる最高のプレゼント」というフレーズがあるように、健康は自分自身でつくるものであり、医者や行政が作れるものではない。しかし、個人一人一人の取組みには限界がある。このことから、町では地域が一体となった健康運動を進めるため、各地に保健推進員を配置している。しかしながら、その状況は芳しいとは言い難い。保健推進員を中心とした地域ぐるみの健康推進運動を展開できるような環境づくりを検討すべきである。

6 終わりに

国は、2060 年に 1 億人の人口を確保するという中長期展望を示し、向こう 5 力年間の総合戦略を策定した。また、これに合わせ地方人口ビジョン、地方版総合戦略を策定するよう促している。本町でも現在計画策定中であるが、計画の目的はあくまでも人口減少の抑制とされている。

本委員会では、総人口の減少云々よりも問題は生産年齢人口の減少による経済の停滞にあるとした。したがって、一人でも多く人口を増やそうというよりは、減った中でも豊かに暮らすことのできる生活スタイルの実現を目指している。結局、どちらも人口減少に歯止めをかけることにつながるかもしれないが、考え方は大きく違う。

中間報告では、「これまで続けてきた政策を愚直につづけ・・」と政策の継続性を指摘したが、現在行っている事業をそのまま続けることを意味していない。「目的、効果を考えたとき見直すべきものは見直し、改善すべきものは改善する・・」とし、しかも「勇気とスピード感」としたように、場合によっては痛みを伴う改革をも含んだ「継続」としたものである。

これまでの拡大路線を継承した中での少子高齢化対策は、ややもすると根本的解決にはならないのではないかと考える。様々な子育て支援の財源はどうするのか。若者向け住宅建設など大規模事業の財源及び維持管理費は現行制度で賄えるのか。少子化対策、高齢化対策において、これまで同様の拡大路線を継承する手法だけでは立ち行かなくなるのは明白である。税負担する階層の人口は今後も減少し続けるのである。したがって、“スクラップアンドビル”これがすべての施策で最も重要な課題になると思われる。また、町が行う支援

のありかたも、自助、共助の範疇を犯すことなく進めるとともに、町民に自助、共助意識の向上を促すような施策の基本的ありようを検討すべきである。

本報告では、少子化、高齢化対策として「子育て支援」、「若者定住」、「健康増進施策」を提言しているが、まえがきでも触れたように、就業の場拡充が最も重要であると考える。いわゆる、地域の資源を生かした経済の活性化と就業の場確保である。そのためには、その資源である「ひと」、「もの」を徹底的に磨くべきである。それによって、他にはないこの地域の「ほんもの」が得られるのではないかと思うからである。

本議会では、今年「議会基本条例」を制定し「ほんもの」の議会を目指している。まさに、このことも少子高齢化対策の一つであるのかもしれない。

林業振興対策調査特別委員会中間報告書（抜粋）

森林林業の現状と課題

1 現状

(1) 森林資源について（町の約8割が森林でその約半分が民有林）

塙町の森林面積は17,420haで町の総面積の82.3%が森林である。これは、県全体の70.8%より10ポイント以上高く、県南地方では最高である。このうち、民有林は8,388haで森林全体に占める割合は48.2%で、県全体の58.1%より約10ポイント低く、県南地方では最低である。本町の森林率は高いが森林の約半分は国有林であることを示している。

(2) 民有林の内容（民有林の半分はスギ、その約8割は50年生以上）

民有林のうち植林等を行った人工林は4,821ha（約6割）でそのほとんどがスギ、ヒノキなどの針葉樹である。一方、天然林は3,502ha（約4割）で、その9割が広葉樹である。針葉樹のうち約8割はスギで、ヒノキ、マツと続く。民有林全体の約半数がスギである。人工林のうちスギの齢級構成であるが10齢級以上が約8割を占め、逆に5齢級までは1.5%しかなく齢級構成が著しく不均衡になっている。

民有林のほとんどは私有林（98.2%）であるがそのうち個人等の所有が6,152haである。1ha以上を保有する林家数（世界農業センサスの定義）は731戸あり、1戸当たりの面積は8.4haとなる。これは、県平均の6.8ha、県南地方平均の7.5haを上回っている。ただし、1ha未満の山林所有者も少なからずいることから1戸当たりの面積は若干低くなるものと思われる。

(3) 木材生産量（県内素材生産量の約1割は塙町産）

塙町の素材生産量は71千m³で福島県内素材生産量の約10%を占めている。このうち民有林は61千m³（85.5%）でそのほとんどは針葉樹である。

県南地方の木材（素材）の平成25年の需要は419千m³であった。このうち塙町産（17%）など含め約5割は当該地域で生産されているが、残り5割は他地域から移入している。なお、需要量の約7割近くは当該地域で製材・加工され、主に柱などの製材用材に6割、燃料用チップなどに3割が利用される。

また、町内には2つの木材市場があるがその取引量は平成25年で97千m³となり平成21年まで微減であったが震災以降増加傾向にある。

(4) 特用林産物

シイタケ等の林産物は、原発事故の影響で生産量が激減した。壊滅的状況と言える状況にあったが、ここにきて放射性物質の影響を受けない施設栽培の生産量が増加傾向と

なっている。

(5) 木材価格

木材価格は昭和 55 年をピークに減少し続けた。スギ中丸太では昭和 55 年に 38,700 円/m³であったものが 3 分の 1 以下に低下した。ここ数年は、季節的変動はあるがほぼ横ばいである。しかし、平成 25 年後半から主に円安の影響で若干値上がりした。すなわち、円安で外材が割高になり国産材の利用が増えたためである。なお、震災の影響で減少した住宅着工件数も増加傾向にあり、これらも一因しているとみられる。

(6) 林業労働

県内の林業就業者数は平成 22 年の国勢調査では 2,423 人で僅かながら 5 年前の調査を上回った。年齢別では 60 歳以上が 3 割を超え、50 歳以上が全体の半数にもぼる。塙町の林業就業者数の状況は下表のとおりである。

	総数	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳~
平成22年	114	0	4	14	5	10	8	19	17	19	8	10
平成17年	118	1	6		3	7	8	15	22	20	16	20
平成12年	128	1	2	6	2	9	21	17	14	14	17	25

(7) 林業施策

ア 国・県の方針

国は「森林・林業再生プラン」を策定、公益的機能の発揮と木材生産を両立させた森林経営により木材自給率を平成 32 年に 50% まで高める目標を掲げている。また、県は原子力災害や東日本大震災からの復興を中心とした「ふくしま新生プラン」に基づき林業・木材産業の振興を図るとしている。

イ 間伐等森林施業の推進

①森林環境基金事業

森林環境保全を目的に平成 18 年度から森林環境税が導入され、それを財源として森林環境基金事業が実施されている。間伐材の運搬経費や林内作業路整備などへの補助のほか森林ボランティア活動への補助など各種事業を実施してきたが、今年度が最終年度となっている。県では、本事業の継続等を現在検討中とのことである。

②ふくしま森林再生事業

県内の間伐面積は年々減少し、震災の影響もあって平成 25 年度の間伐面積は 5 年前の約 4 割まで落ち込んだ。本事業は、間伐を含む森林整備活動の停滞は森林荒廃を招く恐れがあることから間伐等森林整備の推進と放射性物質の山からの流出防止を目的として平成 25 年度から実施されている。本格的には今年度から実施される。本町でも平成 27 年度に繰り越し分を含め 110ha、平成 28 年度以降は 300ha/年を実施する予定である。

事業は、森林整備と放射性物資対策の2本立てとなっており、森林整備は伐採、山土場までの搬出、放射性物質対策は表土流出防止柵等の設置や搬出材に付着した放射性物質濃度の測定で山土場からの運搬経費も事業の対象になる。事業は、本町の場合町が行うため森林所有者はこれら事業への同意が必要になる。なお、搬出された木材は所有者が処分できるので経費をかけずに木材を販売できることになる。

③森林・林業担い手対策基金事業

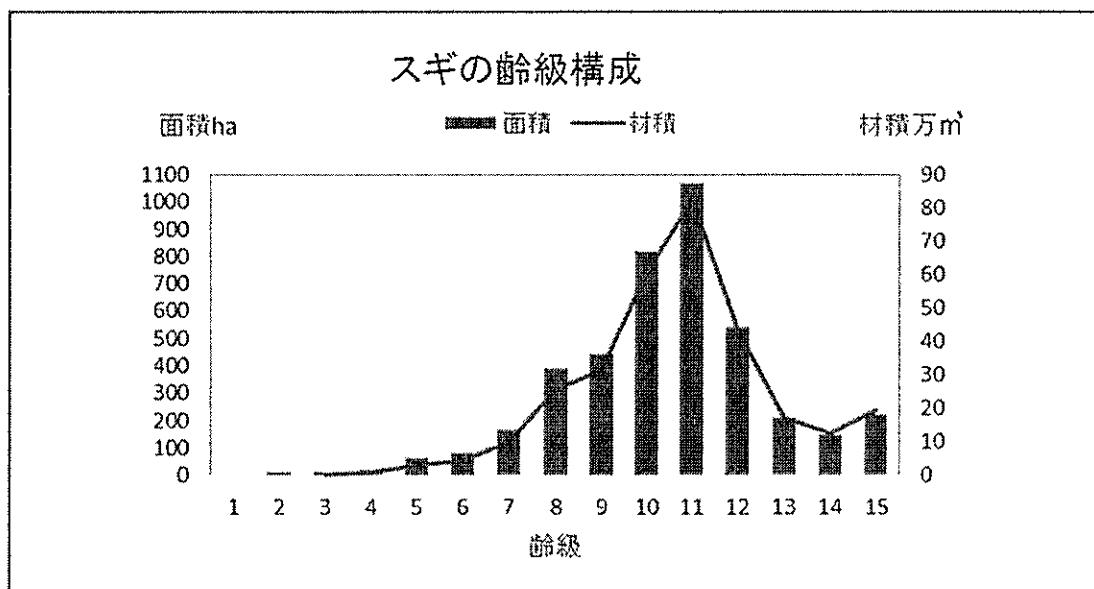
林業労働者の定着と労働技術の向上等のため森林組合等をはじめとする各種団体が行う研修等に対し県の基金を財源に森林・林業担い手対策基金事業を実施している。作業の機械化などに伴う技術研修などが行われている。一方で、山林經營そのものを学ぶ場として、高知県や秋田県では林業大学校的なものを設置しているが福島県ではまだ具体的になっていない。

2 課題

(1) 森林資源

①森林の齢級構成

前述のとおり森林の齢級構成が著しく不均衡である。塙町のスギの齢級構成は下図のとおりである。11齢級(51年生以上)の占める面積が半数を超えており、6齢級以下(30年生以下)は5%に満たない。長期間にわたって安定した林業經營をするためには大きな課題である。



②木材価格

昭和35年に木材の関税が廃止されて以降、外材が大量に輸入されるようになったが、木材価格の低迷はこれが直接的要因とは言い切れない。前述のとおり国産材価格の価格

は昭和 55 年まで上がり続けていた。現在でも外材は国産材よりも高く取引されている。これには、国産材は輸入材に比べて質・量とも安定的に均一なものを供給できないことが理由として上げられてきた。また、住宅建築においても集成材やプレカット方式の導入が進み輸入材が使われるようになったためとされる。したがって、木材利用促進の点から安定した原木供給が課題になる。

③生産の効率化

森林整備を円滑に進ませるためにには、ある程度の収入がなければならない。特に、永続的林業経営のためには伐採、植林、育林、伐採のサイクルができなければならないが、現在の多くの森林所有者は立木を切っても利益が出ないため伐採をためらい、いわば放置状態にしているといつていい。森林所有者が森林伐採によって得られる収入と再造林等の費用等詳細はこれから調査を行うことになるが、大雑把に言うと 1ha 全伐により約 100 万円から 200 万円の手取りになる。一方で、伐採跡地に造林し、ある一定年下刈りをやると約 200 万円の経費が掛かる。したがって、ここままでは赤字ということになる。長期的に見れば間伐や補助金などで何とか黒字確保ができる計算にはなるが、魅力ある産業とは言えない。したがって、生産の効率化が課題となる。

ちなみに、林業が盛んなヨーロッパでは高性能機械の導入等により伐採搬出コストはおおよそ 1,500 円/m³～4,000 円/m³で日本の 7,000 円/m³～10,000 円/m³に比べると大幅に低い。機械化による低コスト生産が林業経営を成り立たせている。

機械の導入には路網整備が欠かせない。地形や土質の問題もあり一概に言えないがヨーロッパでは林内道路密度が 100m/ha に及ぶなど塙町の 17m/ha と大きな差がある。機械の導入にあたっては路網整備が課題となるものと思われる。

3 今後に向けて ~木のまち塙の推進~

本町は木の町であるとの認識のもと各事業が行われてきたが、町民にどの程度浸透しているであろうか。町土の 8 割を占める森林はまさに町の資源であり、宝である。今こそ、山から経済循環を生み出し、町民全体に広げるための努力が求められる。

特に、木材利用の推進は制度改正等を伴わず取り組めるものである。公共事業への木材利用などはすでに国。県で実施しているところであるが、木の町塙を標榜する我町は直ちに取り組むべきである。平成 27 年度福島県では CLT 等新技術導入実践事業により木材利用の拡大を推進する。CLT は新しい木造建築の手法として注目されており、今後の動向を注視したい。木材利用の推進と町の取り組みの PR のためにも公共施設への導入を検討すべきである。また、町内企業が alt 工法に取り組んでいるという。これらの技術普及の調査研究も必要となろう。

最後に、本中間報告ではこのほか 2 点ほど問題提起をしたい。いずれもふくしま森林再生事業に関してである。

先ず、事業実施のための作業従事者確保である。

本町の計画では平成 28 年度から 300ha の間伐を毎年実施することになる。林業従事者の減少や高齢化の中対応は可能なのか。

※CLT は Cross Laminated Timber の略称で、ひき板の各層を繊維方向が互いに直交するよう積層接着したパネルを示す用語。海外では、特に欧州を中心に近年利用が急増し、現在年間約 500,000m³ 以上の CLT パネルが製造されているとみられる。一般住宅から、中・大規模施設、6 ~10 階建の集合住宅まで、様々な建築物が海外では建てられている。

※alt はオール 4 寸角 (12 cm 角) の柱・土台仕様の「在来軸組工法」をいう。在来軸組工法とは、古くから日本で最も多く用いられている、一般的な木造建築の方法。

主に角材を使って柱（継架材）と梁（横架材）を組み上げて家の骨格を作り（これを「軸組」という。）、さらに筋交い（柱と梁が交差する角と角を支える斜め材）や金具で構造の強度を上げる。基本構造が柱と梁の枠組みのため力学的に安定して台風などの横風にも強く、地震の際も揺れを吸収して倒壊しにくい利点がある。

2 点目は、森林資源の循環である。

本事業では経費を町が持ち、収入を森林所有者が得るという極めて森林整備意欲が湧く事業となっている。概算でいうと、1ha の間伐で得られる収入は 70 m³ × 12,000 円 = 84 万円。経費は 70 m³ × 10,000 円 = 70 万円 差引 14 万円の収益が通常であるが、本事業ではちょっと乱暴だが森林所有者に収入額の 84 万円が入ることになる。所有者にとっては極めてありがたいのだが、林業経営を考えた時このうちの一部でもいいから林業投資に回す必要がないのか。本事業は当該森林の整備が目的であるので問題はないが、本事業を生かしながら森林資源の循環を町独自に模索できないか。いずれもこれから調査の課題もある。

林業振興対策調査特別委員会最終報告書（抜粋）

4 中間報告後の調査

東白川森林組合職員意見聴取及びふくしま森林再生事業について執行部職員の説明質疑を行った。

(1) ふくしま森林再生事業について

ふくしま森林再生事業は、県の補助事業で、間伐等森林整備の推進と放射性物質の山からの流出防止を目的として平成 25 年度から実施されている。本

町は平成 26 年度から着手し、平成 27 年度に 26 年度からの繰り越し分を含め 110ha、平成 28 年度以降は 300ha/年を平成 32 年度まで実施する予定である。

事業は、森林整備と放射性物質対策の 2 本立てとなっており、森林整備は再造林、下刈り、間伐、作業道整備、山土場までの搬出などで、放射性物質対策は表土流出防止柵等の設置や搬出材に付着した放射性物質濃度の測定で、山土場からの運搬経費も事業の対象になる。事業は、町が事業主体となって行うが、森林所有者から事業への同意を得る必要がある。なお、搬出された木材は所有者が販売できるので、経費をかけずに木を売ることができるために、所有者にとって非常に有利な事業である。

町は、平成 32 年度までに、間伐等森林整備を 1,590ha、作業道等の路網整備 106 km、放射性物質拡散防止柵 26 km、枝葉処理 1,020ha 行う計画である。森林組合の聞き取りでは、整備地区の選定（優先順位の基準）方法を明らかにしておくべきとの意見であったが、これに対し町は、航空レーザーシステムで要整備林をピックアップし、整備が必要な順に所有者と交渉していくとしていた。また、事業量を消化できるのかの問い合わせに対しては、町内業者すべての作業能力は超えていないので対応可能とのことであった。

（2）循環型林業について

皆伐された森林が、植林されないまま放置されていることに関し、森林組合職員からは「現在の木材価格及び作業賃金からすると採算は取れず、補助がなければ難しい。今後、全伐、再造林を進めるためには今以上の補助制度がないと難しい。」との説明があった。

また、木材利用をどう進めるかが大きな課題であり、森林組合でも公共施設への利用やまきストーブの普及などに取り組んでいることが説明された。また、木材利用促進に期待されている CLT 工法については、国や県が積極的にその普及を検討しており、今後注目していきたいとのことであった。

しかし、いずれも課題が多く、現段階で最も効果的な木材利用はエネルギーへの転換を図ることで、木質バイオマス発電が最有力であるとしていた。

（3）林業後継者及び今後の行政の役割について

今年、奥久慈流域林業活性化センターで林業研修生を募集したが応募者が

いなかった。国でも同様の事業を行っており、それとの違いや目的が明確でなかったためとのことである。一方、森林組合でも作業員の新卒者募集を行うが、応募はほとんどない状況とのことである。林業に魅力を感じられるような施策がまず必要ではないかとのことであった。

行政の役割としては、木材の利用拡大を図ること及び荒廃山林対策で、熊本県や山口県では、荒廃山林の植林を県の事業で行っているとの説明があった。

5 今後取り組むべき事項

本町の広大な森林は、その多くが伐期を迎えており、利用すべき時期に来ているが、素材価格の低迷などから思うように利用されないでいる。杉の学名は「クリプトメリア・ジャポニカ」といい、“隠された日本の財産”という意味だそうだが、まさに、隠された財産になっている。この隠された財産に目を当てるために次の事項に早急に取り組むべきである。

まずは、公共部門での木の利用である。本町には、町の面積の8割を占める森林があることから「木の町」として 笹原小学校や常豊小学校の校舎、コミュニティプラザ、湯遊ランド、多目的交流施設等、その時々で木の利用を進めてきたが、今一つ徹しきれないように見受けられる。町は、来年度子育て関係事業として、小さいころから木に親しんでもらうために木のおもちゃを子どもたちにプレゼントするウッドスタート事業に取り組む予定とのことである。これに異論はないが、縦割り行政の中での思いつきにならぬよう苦言を呈したい。町が行うべきは、個々の縦割り事業の組み合わせではなく、全体を俯瞰した総合的計画に位置付けた横断的事業である。

本委員会は、それぞれの部署の事務事業において積極的に木を利用するための基本の方針を早急に整備するよう強く要望する。建物に限らず、町の事業における木の利用促進は、すべての部署で検討すべきものである。

次に、森林資源の循環である。中間報告では、ふくしま森林再生事業を活用した森林資源循環を模索した取り組みを求めたところであるが、現段階では事業の執行に手いっぱいである。それに取り組む余地はない。しかしながら、森林資源の林齢構成は不均衡で、まさに森林の少子高齢化現象が起こっている。このことは、将来の林業経営に著しく支障をきたすばかりでなく、伐採跡地の荒廃など自然環境・景観保全の点からも問題となることが考えられる。循環型林業に

向けた調査研究が求められる。

最後に、前述した 2 点を含めた本町の林業ビジョンの策定である。林業の先行きを予測することは極めて困難である。このことは、これまでの林業施策を見ても明らかである。しかし、木は年々育っており、伐採量がそれに追いつかない状態がしばらく続くと予想される。ますます増大するであろう木材の利用やそれを利用した産業の振興に関し真に向き合う必要がある。

町は、「木の町はなわ」を内外に示すため素材生産や製材の視点だけでなく、広く観光資源としての利用も含めた総合的林業ビジョンを策定し、そこから本格的に町の林業振興を進めるべきである。